

# 支部だより

第108号<公6号> [平成24年11月13日発行]

HPアドレス <http://www.takuken.or.jp/seibu> メールアドレス [seibu@takuken.or.jp](mailto:seibu@takuken.or.jp)

< 埼玉西部支部 ☎ 049-222-2864 Fax 049-222-5245 >

晩秋の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素より、支部事業活動にご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。

「支部だより」第108号を発行いたしました。皆様のご意見、ご感想をお寄せください。

平成24年度支部・地区開催事業活動も、後半の事業に入ってまいりました。「宅建業者法定講習会（坂戸会場）」の開催、支部内8会場に於いて地域行事に参加協力して「不動産フェア」が開催されました。今、法令遵守指導員により、対象会員への「法令遵守指導」が実施されております。ご協力いただきましてありがとうございます。当協会は、平成24年4月1日より、「公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会」に移行されました。金看板等に貼る訂正シール(公益社団法人)を配付済みですが、未だ貼っていない方がおられます。会員皆様におかれましても、今一度、掲示物等をご確認願います。

平成25年1月に、「地区全体会議・賀詞交歓会」が、各地区で開催されます。〈開催通知後日〉平成25年度事業計画書・収支予算書等についてご審議いただく、「平成25年度支部定時総会」及び「平成25年新年賀詞交歓会」を、平成25年2月4日(月)、川越東武ホテルにて開催いたします。賀詞交歓会には、お誘い合わせの上、ご参加ください。

## 25年度支部定時総会開催日程

- ・開催日時 平成25年2月4日(月) 15:00~
  - ・場 所 川越東武ホテル
  - ・議 案 25年度事業計画書案・予算書案・規約改正他
- ※議案書及び返信はがきは、1月12日頃郵送予定、出席方返信はがきに、ご協力をお願い致します。

## 25年新年賀詞交歓会開催日程

- ・開催日時 平成25年2月4日(月) 17:30~
  - ・場 所 川越東武ホテル
  - ・人 数 200名 定員になり次第締め切らせて頂きます。
- ※開催案内は、12月20日頃、本部直送便にて配付いたします。早めにお申込み下さい。

## 〈平成24年度下期会費等納入のお願い〉

平成24年度下期（24年10月～25年3月）会費等は、下記により預金口座より、振替させて頂きました。〈再振替の方は、12月19日までに預金口座へご入金願います。〉

◆口座振替日 平成24年11月20日(火)

◆振替金額 30,900円

内訳(協会費 28,800円、埼政連会費 2,100円=代表者個人より納入)

〈領収証をご希望の方は、支部までお申出下さい。〉

## 〈東松山市市の川特定土地区画整理組合保留地斡旋に関する協定書締結のお知らせ〉

平成24年10月18日、区画整理組合と支部との間で協定が締結されました。

会員皆様のご協力をお願いいたします。尚保留地に関する詳細は、別紙を参照願います。

◆問合せ先 東松山市市の川特定土地区画整理組合

電話 0493(21)1451

東松山市松葉町1-1-58 東松山市役所 市街地整備課内

[ 入会者 ](平成24年10月13日~平成24年11月12日)

No.	商号・名称	代表者名	事務所所在地	電話	Fax
1	(株)中央貸管理 埼玉営業所	五十嵐正英	川越市脇田新町 15-23 風間ビル 203号	049-246-7999	
2	(株)イエスム	山本 龍一	坂戸市石井 2824	049-299-8319	284-8225

[ 退会者 ](平成24年10月13日~平成24年11月12日)

No.	商号・名称	地域	理由
1	村田商事	滑川	廃業

会員数 719 名 (平成24年11月12日現在)

平成25年度

「宅地建物取引主任者賠償責任補償制度」  
の新規募集受付中!

- ◆申込期限 12月7日(金)本部必着
- ◆加入申込・案内書は、支部にて配付中!
- ◆保険期間 平成25年4月1日午後4時  
から1年間(中途加入はできません)  
詳しくは、本部事務局総務課 048-811-1820

ご注意ください!

最近、「ロードコーン」といわれる赤い円錐形の保安器具に不動産広告を貼り付けて路上に置かれているものをよく見かけます。これも電柱や交通標識等にビラや看板を掲出する行為と同様、屋外広告物法及び同法に基づく屋外広告物条例に違反する行為であり、許可なく行ってはならないものです。又、インターネット広告において「おとり広告」の事例が増加しております。このような広告は、不動産業界全体の信頼を失墜させるものです。このような違法行為は絶対に行わないで下さい。

<不動産法律相談会開設のお知らせ>

於支部会館 10:00~12:00  
12月12日、1月16日、2月13日、  
3月13日

※ 開設日5日前まで申込

<各市・町に於ける不動産相談所開設のお知らせ> 詳細は市町の広報誌をご参照下さい。

市・町名	会場	時間	開設日
川越市	市役所3階市民相談室	10:00-16:00	第1木 12/6、1/10、2/7、3/7
ふじみ野市	第2庁舎市民相談室	10:00-16:00	第2水 12/12、1/9、2/13、3/13
鶴ヶ島市	市役所会議室	13:00-16:00	第1火 12/4、1/8、2/5、3/5
東松山市	市役所分室打合室	10:00-12:00	第1水 12/5、1/9、2/6、3/6
富士見市	市役所2階第3相談室	13:00-16:00	第4月 1/28、2/25、3/25、
坂戸市	市役所会議室	13:00-16:00	第4木 12/27、1/24、2/28、3/28
三芳町	町役場1階相談室	13:00-16:00	第3水 12/19、1/16、2/20

※埼玉西部支部事務所においては、不動産無料相談を、随時電話にて受付(相談日は、後日連絡)しております。ご利用下さい。

11月は、24年度下期会費の納入時期となっております。業の廃止等を検討されている方は、支部まで早めにご連絡願います。25年度より、納入された会費は、中途退会されても、お返しできなくなりますので、早めの対応をお願いいたします。

◆協会ホームページ及び宅建ニュースには、法改正等重要なお知らせ事項が掲載されております。ご参照ください。

<支部会員名簿を埼玉西部支部HPに掲載!> 問い合わせ件数増加中!

所在地・代表者等変更、HP・メールアドレスのある方は、支部までご連絡願います。

以上